

令 和 6 年 4 月

保護者 様

京都市教育委員会指導部  
生徒指導課長 油谷 昇  
京都府警察本部生活安全部  
少年課長 橋口 昌史

## 「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度」について

平素は、子どもたちの健全育成に関しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、京都市教育委員会、京都府教育委員会と京都府警察本部は、少年非行や犯罪被害の厳しい状況を踏まえ、平成19年3月に、児童生徒を対象とした「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度」（以下、「連絡制度」という。）に関する協定を締結いたしました。

また、連絡制度に基づき、学校と警察の実効性のある連携を行うために、京都市教育委員会・京都府教育委員会・京都府警察本部の協同で連絡制度についてのガイドラインを作成し、学校と警察の連携の充実強化を進めておりますので、改めてこの制度の趣旨についてご理解の上、学校にご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

### 記

#### 1 趣 旨

少年の非行や犯罪被害、いじめ等をめぐる情勢は依然として厳しく、また、大麻をはじめとする薬物乱用の問題についても非常に深刻化している状況にあります。この連絡制度は、児童生徒の健全育成のため、非行及び犯罪被害の防止に関して、学校と警察が自らの役割を果たしつつ、相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ることを目的としています。

#### 2 内 容

学校と警察が、非行及び犯罪被害防止や安全確保のため、情報の共有が必要と認められる場合、相互に情報連絡を行います。

##### (1) 警察から学校への連絡対象事案

ア 逮捕事案

イ 学校との連携による継続的な対応が必要な事案

##### (2) 学校から警察への連絡対象事案

ア 非行、犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要な事案

イ 児童生徒の安全確保のため、警察との連携が必要な事案

#### 【事例】

- ・警察の有する専門的知識や機能が当該児童生徒の立ち直りのための支援又は指導に効果があると期待される場合（犯罪行為、犯罪行為に相当しうると認められるいじめ等）
- ・児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすおそれのある場合（自傷行為、痴漢・わいせつ被害、家庭内暴力の被害等）

以上、ご理解とご協力を願いいたします。